

退職 互助だより

第194号

令和8.4.20

発行 一般財団法人
島根県教職員互助会

事務局：〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁内
TEL (0852) 22-6616 URL <https://www.shimakyogo.jp>
分室：〒690-0886 松江市母衣町55-2 島根県教育会館内
TEL (0852) 25-6200



令和8年4月から互助会の給付金等明細書が
パソコンやスマートフォンで確認できるようになります。
詳しくは、折り込みチラシをご確認ください



入場
無料

令和8年度文化講演会 手話通訳付

講師 土井 善晴 氏 (料理研究家)

演題 家の食事を楽しみにかえる 一汁一菜

日時 令和8年6月6日(土) 14:00~15:30

会場 安来市総合文化ホールアルテピア「大ホール」
安来市飯島町70番地

入場料 無料 (入場整理券が必要です。)

定員 1,000名 (定員超過の場合は抽選) **全席自由席**
※1人につき1枚の入場整理券が必要です。



申込締切 令和8年5月18日(日) 必着

結果 5月下旬に通知します。

申込方法 次のいずれかの方法でお申し込みください ※1人1回に限ります。

① WEBから申込

互助会HPトップページ「お知らせ」

令和8年度文化講演会のお知らせ

土井善晴 講演会 申し込みフォーム

※専用フォーム以外では受け付けできません。

島根県教職員互助会HP
<https://www.shimakyogo.jp/>



② はがき

(はがきは1人につき1枚記入してください。)

次の事項をご記入ください。

(1) 土井善晴講演会 (2) 氏名 (3) かな氏名

(4) 郵便番号 (5) 住所 (6) 電話番号

(7) 互助会会員の方は会員番号(職員番号)※記入は任意

(8) その他

※聴講にあたり、配慮が必要な場合はその旨ご記入ください。

入場整理券申込・問い合わせ先

※電話での申し込みは受け付けておりません。

一般財団法人島根県教職員互助会

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6067 担当：仲家、吉川



会員証割引事業をご利用ください！

『全国共通会員証』を見せるだけでオトクに！

互助会では、全国の教職員互助団体が契約している施設等において「全国共通会員証」を提示することで割引等の優待サービスを受けることができる事業を実施しています。

会員証はモバイル会員証です。(※)

スマホでQRコードを読みこむか下記サイトにアクセスしてください。

『会員証サイト』 <https://zenkyogo-kaiinsyo-login.com>

(団体ID：521 パスワード：shimane001)



※カード式会員証をご希望の方は、互助会事務局までご一報ください。



互助会LINE公式アカウントをおともだち登録していただくとLINEから簡単に会員証を提示することができます。

LINEでは会員証割引事業対象施設の企画展やイベントなど随時お知らせしています



ともだち登録は
こちらから↓



令和8年度新規契約施設

- ・みなと温泉 ほのかみ（境港市）
 - ・国民宿舎 清嵐荘（雲南市）
 - ・加田の湯（飯南町）
 - ・古代出雲歴史博物館（出雲市）
- *令和8年9月まで休館

教職員互助会公益事業

『子どもの居場所づくり支援事業』のお知らせ

1. 退職教職員を対象とした事業です。

この支援事業は、ひとり親家庭や共働き家庭等で、夜遅くまで一人で過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に安心して過ごせる居場所づくりを地域で進めることにより、教育と福祉の両面から子どもたちの未来への希望とよりよい教育を受ける環境を作り出すことを支援する事業です。

対象は、地域において子どもの居場所づくり活動を行っている団体（NPO、任意団体等）で、退職教職員が団体の構成員に含まれていることです。

詳しい内容は、教職員互助会のホームページに要綱等を掲載しています。

2. 年間10万円（上限）の助成金を給付します。

(1) 目的に沿った活動を行う団体に対し、年度10万円を上限に助成金を給付します。

(2) 新たに事業を始めようとする団体に対しては、加えて事業の立上げ支援として、1回に限り10万円を上限に助成金を給付します。

3. お問い合わせ先

教職員互助会分室 担当：曾田（電話 0852-25-6200）

セカンドライフコラム① セカンドライフプランニングについて



講師紹介 平原 直樹 氏
ブロードマインド株式会社 執行役員
ファイナンシャル・プランナー / IFA / 相続診断士

全国各地で公務員向けセミナーを年間150件以上開催し公務員の実情を熟知したブロードマインド株式会社（東京都）に所属。東京都教職員互助会でのセミナーには毎年2,000人以上が参加され、受講者から大変好評。セミナー登壇のほか、コラム執筆など幅広く活動。

本号の会報誌より、全3回にわたりセカンドライフに関するコラムを担当させていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、第1回のテーマは「セカンドライフプランニング」についてです。

そもそもセカンドライフプランニングとは？

「通帳の残高が少しずつ減っていく…これで本当に大丈夫だろうか」「自宅をリフォームしたいけれど、いくらまでなら使っているのか」——退職後の生活を送る中で、こうした漠然としたお金の不安を抱えたことはありませんか？

多くの場合、こうした不安の正体は、今後の収入・支出・資産の流れが見えていないことにあります。仮に、今のペースでお金を使ったとしても100歳まで資産が残るということがわかったら安心ですね。中には「このままいくと資産が残らない」という方もいます。この場合も削減すべき支出がわかれば、不安を減らすことができますよね。

このように、今後のお金の流れをグラフや表で「見える化」することが「セカンドライフプランニング」です。ちなみに、筆者はセカンドライフを2つの期間に分けて説明することが多いです。

積極的にお金を使ってほしい時期

個人差はありますが、70代前半頃までは体力・気力ともに充実している時期であり、人生の中でも特別な黄金期です。健康で自由に動ける時だからこそ、趣味・旅行・学び・交流にしっかりお金を使ってほしいものです。

しかしながら、筆者のお客様の中にも、ご退職されたものの「預金額が減るのが怖いので、お金の使えない」という方もいらっしゃいます。もちろん無駄な「浪費」は控えるべきですが、老後に全くお金の使わないというのも勿体ないですよ。

お金と人生の満足度との関係は、「消費の額」よりも、「何に使ったか」、「誰に使ったか」の方が重要です。パートナーも友達もご自身と同じように年を取ります。だからこそ、元気な時に「やりたいことをやる」、「会いたい人と会う」ことは、後で取り戻せない大きな価値があります。旅行でも趣味でも、「浪費」ではなく、「人生への投資」に変えることができるのです。「いくらまでなら使える」という上限が明確になれば、余計な罪悪感を覚えることなく心から楽しむことができますよね。

介護や医療費等が必要となる時期

日本では75歳以降の方を後期高齢者と呼びます。この時期になると介護や医療といった想定外の支出が差し迫った問題となります。ぜひ一度考えていただきたいのが、「何を家族に頼り、何を外部サービスに委ねるか？」という点です。介護の場面で考えてみましょう。

ご自身の介護はお子様に任せたいですか？ヘルパーさん等に依頼したいですか？どちらに頼るかによって、費用面で大きな差がありますね。外部サービスに委ねる場合は費用が気になりますが、お子様やお孫様の生活に過度な負担をかけることも本意ではありませんよね。

また、「子どもたちに資産を残したいのか？」というのも考えておく時期でもあります。相続や贈与といった問題は早めに取り組む方が効果的なのは、言うまでもありません。

まとめ

ここまでお話した通り、セカンドライフを安心して過ごすカギは、今後のお金の流れを「見える化」することです。セカンドライフの前半は、しっかりお金も使って人生を楽しみ、後半は介護や医療の問題に対し、しっかりした備えを頼りに安心して過ごすことができます。こうしたお金の流れがわかっていると、お金への漠然とした不安も取り除かれますよね？将来のお金の心配を減らしたい方は、ぜひセカンドライフプランニングを立ててみましょう！

ブロードマインド株式会社ではファイナンシャル・プランナーや相続診断士にて個別相談を承っております。ご希望の方は下記よりお気軽にお申込みください。

個別相談申込フォーム：<https://form.run/@shimane-bm03>
電話：03-5459-3087(平日10~19時)



各種申請書の提出期限と送金日について

締切日	送金日
毎月20日(互助会分室必着) 【注】土日祝日等休業日の場合、前営業日	翌月26日 【注】土日祝日等金融機関休業日の場合、翌営業日

令和8年度退職厚生事業

事業名	対象退職会員	内 容
退職人間ドック助成事業	全退職会員	この会報に挟み込みの案内をご覧ください。
退職者ライフプラン助成事業	令和6年度末までの加入者	
予防接種助成事業	令和7年度以降の加入者	「退職互助事業 手引き」の様式を利用してください。

申請期日：令和9年4月5日（月） ※要綱等は当会ホームページをご覧ください。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

高木 緑 様 (松江市) R7.12.11 (81歳)	安野 美雪 様 (浜田市) R8.1.17 (100歳)
早川 興子 様 (松江市) R7.12.19 (80歳)	榊田鶴子 様 (浜田市) R7.12.20 (99歳)
吾郷 京子 様 (松江市) R8.1.13 (98歳)	白根佐知江 様 (浜田市) R8.1.16 (95歳)
中井富美子 様 (松江市) R8.2.12 (99歳)	領家 務 様 (浜田市) R7.11.19 (92歳)
伊藤 郁子 様 (松江市) R8.1.9 (93歳)	林 泉 様 (大田市) R8.1.22 (96歳)
大村 実 様 (松江市) R8.1.25 (98歳)	田中 政一 様 (江津市) R7.11.7 (70歳)
高宮 幸子 様 (松江市) R7.11.21 (94歳)	山藤 静夫 様 (江津市) R8.1.25 (96歳)
千代延尚子 様 (松江市) R8.2.9 (92歳)	左田野 裕 様 (川本町) R7.12.5 (90歳)
富田 安夫 様 (松江市) R7.11.27 (92歳)	川村サチ子 様 (美郷町) R7.12.6 (92歳)
長岡 誠 様 (松江市) R8.2.17 (92歳)	森脇 淳市 様 (邑南町) R7.10.22 (83歳)
永瀬 忠治 様 (松江市) R7.12.26 (93歳)	渡辺 康雄 様 (邑南町) R8.2.2 (91歳)
勝部 次雄 様 (安来市) R8.3.4 (83歳)	天野 賢司 様 (邑南町) R7.12.30 (67歳)
佐々木守子 様 (安来市) R7.10.14 (86歳)	大石 敬子 様 (益田市) R7.12.30 (94歳)
中島美和子 様 (出雲市) R7.11.20 (78歳)	阿部 和子 様 (益田市) R8.3.3 (94歳)
飯国 雄司 様 (出雲市) R8.1.15 (76歳)	常角 敏 様 (隠岐の島) R7.8.11 (67歳)
松本 英子 様 (出雲市) R8.1.4 (93歳)	清水 規雄 様 (群馬県) R8.1.31 (96歳)
吾郷 房枝 様 (出雲市) R8.1.22 (95歳)	龍末 敏子 様 (埼玉県) R7.9.7 (94歳)
足立 俊子 様 (出雲市) R7.7.28 (102歳)	周藤 信夫 様 (千葉県) R8.2.11 (93歳)
青木 一枝 様 (出雲市) R7.10.31 (93歳)	嘉本 菊美 様 (米子市) R7.11.20 (89歳)
家島 茂子 様 (雲南市) R7.12.31 (93歳)	上原 享 様 (岡山県) R7.5.25 (84歳)
秋好 和則 様 (浜田市) R8.1.16 (73歳)	

互助会のホームページから各種様式、互助だよりのバックナンバー等をダウンロードすることができます。なお、会員専用ページの閲覧にはIDとパスワードの入力が必要です

ID:kaiin パスワード:gojo ※すべて半角英字

会員の皆様、ご家族の方へ

転居などによる住所変更があった場合や、会員本人がお亡くなりになられた場合など、会員情報に変更があった際には、速やかに互助会分室(0852-25-6200)までご連絡ください。